

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

(資料30)

改正後				改正前			
別表				別表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	<p>1 一時預かり事業</p> <p>(1) 保育所型及び地域密着型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 1,350,000 円 (300 人以上 900 人未満)</p> <p>2,430,000 円 (900 人以上 1,500 人未満)</p> <p>3,510,000 円 (1,500 人以上 2,100 人未満)</p> <p>4,590,000 円 (2,100 人以上 2,700 人未満)</p> <p>5,670,000 円 (2,700 人以上 3,300 人未満)</p> <p>6,750,000 円 (3,300 人以上 3,900 人未満)</p> <p>7,830,000 円 (3,900 人以上)</p> <p>※ 保育所型における経過措置分 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)</p> <p>(2) 地域密着Ⅱ型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 1,215,000 円 (300 人以上 900 人未満)</p>	一時預かり事業に必要な経費	1 / 3	<p>1 一時・特定保育等事業</p> <p>(1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)</p> <p>810,000 円 (300 人以上 600 人未満)</p> <p>1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)</p> <p>1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)</p> <p>2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)</p> <p>2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)</p> <p>3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)</p> <p>4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)</p> <p>4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)</p> <p>5,130,000 円 (2,700 人以上)</p>	一時・特定保育等事業に必要な経費	1 / 3	

改正後	改正前
<p> <u>2,187,000 円</u> <u>(900 人以上 1,500 人未満)</u> <u>3,159,000 円</u> <u>(1,500 人以上 2,100 人未満)</u> <u>4,131,000 円</u> <u>(2,100 人以上 2,700 人未満)</u> <u>5,103,000 円</u> <u>(2,700 人以上 3,300 人未満)</u> <u>6,075,000 円</u> <u>(3,300 人以上 3,900 人未満)</u> <u>7,047,000 円 (3,900 人以上)</u> </p> <p> ※ (1)、(2) とともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること </p>	<p> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額) </p> <p> (2) 特定保育事業 <u>一時保育促進事業と同じ</u> </p> <p> ※ (1)、(2) とともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること </p> <p> (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業 </p> <p> 1 か所当たり年額 <u>9,000,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>4,500,000 円</u>) </p> <p> (4) 地域保育資源活用事業 <u>①休日保育分</u> </p> <p> ア 基本分 1 か所当たり年額 <u>200,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>100,000 円</u>) </p>

改正後		改正前	
<p>3,510,000 円 <u>(1,800 人以上 2,100 人未満)</u></p> <p>4,050,000 円 <u>(2,100 人以上 2,400 人未満)</u></p> <p>4,590,000 円 <u>(2,400 人以上 2,700 人未満)</u></p> <p>5,130,000 円 <u>(2,700 人以上)</u></p> <p>※1日当たり4時間未満の利用児童に ついては、2人で1人と算定すること</p>			
<p>3 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業 基本分 ①認可保育所 基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下) 1 か所当たり年額 <u>1,176,000 円</u></p> <p>②認可保育所 加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>80,500 円</u> <u>(210 人超 280 人未満)</u></p> <p><u>241,500 円</u> <u>(280 人以上 350 人未満)</u></p> <p><u>402,500 円</u> <u>(350 人以上 420 人未満)</u></p> <p><u>563,500 円</u> <u>(420 人以上 490 人未満)</u></p> <p><u>724,500 円</u> <u>(490 人以上 560 人未満)</u></p>	休日・夜間保育事業に必要な経費	<p>2 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業 ①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下) 1 か所当たり年額 <u>630,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>315,000 円</u>)</p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>63,000 円</u> <u>(210 人超 280 人未満)</u></p> <p><u>189,000 円</u> <u>(280 人以上 350 人未満)</u></p> <p><u>315,000 円</u> <u>(350 人以上 420 人未満)</u></p> <p><u>441,000 円</u> <u>(420 人以上 490 人未満)</u></p> <p><u>567,000 円</u> <u>(490 人以上 560 人未満)</u></p>	休日・夜間保育事業に必要な経費

改正後	改正前
<p>885,500 円 <u>(560 人以上 630 人未満)</u></p> <p>1,046,500 円 <u>(630 人以上 700 人未満)</u></p> <p>1,207,500 円 <u>(700 人以上 770 人未満)</u></p> <p>1,368,500 円 <u>(770 人以上 840 人未満)</u></p> <p>1,529,500 円 <u>(840 人以上 910 人未満)</u></p> <p>1,690,500 円 <u>(910 人以上 980 人未満)</u></p> <p>1,851,500 円 <u>(980 人以上 1,050 人未満)</u></p> <p>2,012,500 円 (1,050 人以上)</p> <p>③認可保育所以外 基本分 (年間延べ利用児童数が210人以上以下)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>630,000 円</u></p> <p>④認可保育所以外 加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>63,000 円</u> <u>(210 人超 280 人未満)</u></p> <p>189,000 円 <u>(280 人以上 350 人未満)</u></p> <p>315,000 円 <u>(350 人以上 420 人未満)</u></p>	<p>693,000 円 <u>(560 人以上 630 人未満)</u></p> <p>819,000 円 <u>(630 人以上 700 人未満)</u></p> <p>945,000 円 <u>(700 人以上 770 人未満)</u></p> <p>1,071,000 円 <u>(770 人以上 840 人未満)</u></p> <p>1,197,000 円 <u>(840 人以上 910 人未満)</u></p>

改正後	改正前
<p>441,000 円 <u>(420 人以上 490 人未満)</u></p> <p>567,000 円 <u>(490 人以上 560 人未満)</u></p> <p>693,000 円 <u>(560 人以上 630 人未満)</u></p> <p>819,000 円 <u>(630 人以上 700 人未満)</u></p> <p>945,000 円 <u>(700 人以上 770 人未満)</u></p> <p>1,071,000 円 <u>(770 人以上 840 人未満)</u></p> <p>1,197,000 円 <u>(840 人以上 910 人未満)</u></p> <p>1,323,000 円 <u>(910 人以上 980 人未満)</u></p> <p>1,449,000 円 <u>(980 人以上 1,050 人未満)</u></p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)</p> <p>(2) 夜間保育推進事業 ①認可保育所 1 か所当たり年額 <u>2,460,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあつては、<u>1,230,000 円</u>)</p> <p>②認可保育所以外 1 か所当たり年額 <u>1,500,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>750,000 円</u>)</p>	<p>(2) 夜間保育推進事業 1 か所当たり年額 <u>1,500,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあつては、<u>750,000 円</u>)</p>

改正後		改正前	
<p>4 病児・病後児保育事業 ① 病児対応型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>2,000,000 円</u> (50 人以上 200 人未満)</p> <p><u>4,800,000 円</u> (200 人以上 400 人未満)</p> <p><u>7,000,000 円</u> (400 人以上 600 人未満)</p> <p><u>9,200,000 円</u> (600 人以上 800 人未満)</p> <p><u>11,200,000 円</u> (800 人以上 1,000 人未満)</p> <p><u>13,200,000 円</u> (1,000 人以上 1,200 人未満)</p> <p><u>15,200,000 円</u> (1,200 人以上 1,400 人未満)</p> <p><u>17,200,000 円</u> (1,400 人以上 1,600 人未満)</p> <p><u>19,200,000 円</u> (1,600 人以上 1,800 人未満)</p> <p><u>21,200,000 円</u> (1,800 人以上 2,000 人未満)</p> <p><u>23,200,000 円</u> (2,000 人以上)</p> <p>② 病後児対応型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p>	<p>病児・病後児保育事業 に必要な経費</p>	<p>病児・病後児保育事業 に必要な経費</p>	<p>3 病児・病後児保育事業 ア 病児対応型 4 人定員 1 か所当たり年額 <u>8,480,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>4,240,000 円</u>) イ 2 人定員 1 か所当たり年額 <u>6,030,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>3,010,000 円</u>)</p> <p>② 病後児対応型 ア 4 人定員 1 か所当たり年額 <u>6,790,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>3,390,000 円</u>)</p>

改正後	改正前
<p>1 1か所当たり年額 <u>1,750,000 円</u> (50人以上200人未満)</p> <p><u>4,200,000 円</u> (200人以上400人未満)</p> <p><u>6,200,000 円</u> (400人以上600人未満)</p> <p><u>8,200,000 円</u> (600人以上800人未満)</p> <p><u>10,000,000 円</u> (800人以上1,000人未満)</p> <p><u>11,800,000 円</u> (1,000人以上1,200人未満)</p> <p><u>13,600,000 円</u> (1,200人以上1,400人未満)</p> <p><u>15,400,000 円</u> (1,400人以上1,600人未満)</p> <p><u>17,200,000 円</u> (1,600人以上1,800人未満)</p> <p><u>19,000,000 円</u> (1,800人以上2,000人未満)</p> <p><u>20,800,000 円</u> (2,000人以上)</p> <p>③低所得者減加分加算 (①及び②に係るもの) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円×年間延利用人員 (千円未満切り捨て)</p>	<p>イ 2人定員 1か所当たり年額 <u>4,630,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 施設にあつては、<u>2,310,000 円</u>)</p>

改正後	改正前
<p>④体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,200,000 円)</p>	<p>③体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,200,000 円)</p> <p>④経過措置分 ア 病児対応型 a 4 人定員 (旧 A 型病児加算) 1 か所当たり年額 6,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、3,000,000 円)</p> <p>b 2 人定員 (旧 B 型病児加算) 1 か所当たり年額 4,000,000 円</p> <p>イ 病後児対応型 a 4 人定員 (旧 A 型) 1 か所当たり年額 5,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,500,000 円)</p> <p>b 2 人定員 (旧 B 型) 1 か所当たり年額 3,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、1,750,000 円)</p> <p>ウ 施設型 (旧 C 型) 1 か所当たり年額 1,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、500,000 円)</p> <p>エ 派遣型一時保育 1 か所当たり年額 1,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、500,000 円)</p>

改正後	改正前
<p>5 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費 1か所当たり年額 <u>13,386,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>6,693,000 円</u>)</p> <p>②賃借料 1か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費 <u>児童1人当たり月額 53,400 円</u></p> <p>②家庭的保育支援者経費 <u>6人以上に 対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,631,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合、<u>2,315,000 円</u>)</p> <p><u>家庭的保育支援者3～5人に 対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,315,000 円</u></p>	<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費 1か所当たり年額 <u>13,416,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>6,708,000 円</u>)</p> <p>②賃借料 1か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費 <u>児童1人当たり月額 54,300 円</u></p> <p>イ 家庭的保育支援者経費 <u>家庭的保育支援者1人当たり年額 4,698,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合、<u>2,349,000 円</u>)</p> <p>ウ 連携保育所経費</p> <p>a 基本分 <u>1か所当たり年額 600,000 円</u></p> <p>b 加算分 <u>基本分に加え家庭的保育者1人 につき次の年額単価を加算 120,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、a及びbの単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))</p> <p>②家庭的保育者等研修事業 <u>1か所当たり年額 254,000 円</u></p>

改正後	改正前
<p>(ただし、事業期間が6か月未満の場合 合は、<u>1,157,000円</u>)</p> <p>③ <u>連携保育所経費</u> ア 基本分 イ 加算分 1 か所当たり年額 <u>600,000円</u> 基本分に加え家庭的保育者1人 につき次の年額単価を加算 <u>110,000円</u></p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の場合 にあつては、a及びbの単価のそれぞ れ半額(千円未満切り捨て))</p> <p>(3) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>1,000,000円</u>)</p> <p>(4) 保育所分園推進事業 1 か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>600,000円</u>)</p> <p>d</p> <p>(5) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 <u>937,000円</u></p> <p>(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 <u>322,000円</u></p>	<p>(3) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>1,000,000円</u>)</p> <p>(4) 保育所分園推進事業 ① 保育所分園 1 か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>600,000円</u>)</p> <p>② 一時・特定保育実施施設 1 か所当たり年額 <u>600,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>300,000円</u>)</p> <p>(5) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 <u>1,000,000円</u></p> <p>(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 <u>584,000円</u></p>
<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり <u>7,000,000円</u> (2) 環境改善事業 1 事業当たり <u>1,000,000円</u></p>	<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり <u>7,000,000円</u> (2) 環境改善事業 1 事業当たり <u>1,000,000円</u></p> <p>保育環境改善等事業に 必要な経費</p>